

役員・評議員等の報酬・費用に関する規程

(目的及び異議)

第1条 この規程は、社会福祉法人ねりま共育ちの会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員・評議員等の報酬・費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員、その他の役員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬支給限度額)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものの、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

2 役員等報酬限度額は年間300万円を超えない範囲とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚同日に合わせて法人業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員に出席した時は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。又、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(報酬等の支給額)

第5条 理事長、副理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たる場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を加算して支給する。

(監事の報酬等)

第 6 条 監事が理事会に出席した時は、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会に出席した時は、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務に当たった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張等費用）

第 8 条 役員等が法人業務の為に出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払う事とするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後清算することができる。

（役員等の職務証跡）

第 9 条 役員等は、法人職務証跡資料として、出席票、領収書等の作成に協力するものとする。

（公表）

第 10 条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

役員報酬 別表 1 (日額)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	あり (交通費実費)
評議員会出席報酬等	5,000 円	あり (交通費実費)
苦情対応第三者委員	5,000 円	あり (交通費実費)

別表 2

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	1 日 20,000 円 半日 15,000 円	あり (交通費実費)
副理事長業務報酬等	1 日 15,000 円 半日 10,000 円	あり (交通費実費)
常務理事・理事及び 評議員業務報酬等	1 日 10,000 円 半日 5,000 円	あり (交通費実費)
監事監査指導報酬等	1 日 12,000 円 半日 6,000 円	あり (交通費実費)
苦情対応第三者委員	1 日 10,000 円 半日 5,000 円	あり (交通費実費)

別表 3

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1 泊 10,000 円以内	1 日 4,000 円	実費

*別表 1 と 3 の報酬は、給与所得の源泉徴収税額票 (日額表乙欄) による源泉徴収税額控除後の金額とする。

*別表 2 の報酬は、給与所得額の源泉徴収税額票 (日額表乙欄) による源泉徴収税額控除前の金額とする。